

## 2024年度いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業業務委託事業者募集要項

(趣旨)

第1条 いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会の運営により、県内外へ向けて様々なeスポーツ活動の情報を的確に発信するとともに、会員相互の交流を促進することで、県内におけるeスポーツ産業の創造に繋がるプラットフォームの形成を図る。

また、国際教育eスポーツ連盟ネットワーク日本本部(NASEF JAPAN)と連携し、中学生、高校生などの若年層を対象に、FARMCRAFT®を通して本県の農業課題や解決策について考える機会を提供することで、課題解決力及びITスキルの向上を図り、将来のeスポーツ産業を担うデジタル人材の育成に繋げることを目的とする

この要項は、当該事業を実施する事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(募集内容)

第2条 この要項において募集を行う事業は、以下のとおりとする。

(1) 事業名

2024年度いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業

(2) 業務の内容

別添「2024年度いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結の日から、2025年3月31日(月)まで

(4) 見積限度額

2,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を超えない範囲とする。

※この見積限度額は、あくまで本募集における企画提案書作成のための条件の一つであり、この範囲内で見積もること。

(応募対象者)

第3条 この要項における運営事業者の募集に応募できる者(以下「応募対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 茨城県内に本店、支店又は営業所等を有し、eスポーツに関連する事業を行う法人又は団体であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有するものであること。

(7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号までに規定する者でないこと。

(応募方法)

第 4 条 応募を希望する応募対象者は、次の（1）から（5）までの書類を、事務局に電子データで提出するものとする。

[送付先] [e-sports@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:e-sports@pref.ibaraki.lg.jp)

(1) 2024 年度いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業業務委託事業者申請書（様式第 1 号）

(2) 資格要件に係る宣誓書（様式第 2 号）

(3) 法人等の概要書（様式第 3 号）

(4) 事業実施に関する企画提案書（任意様式）

(5) 事業に係る見積書（任意様式）

2 前項に基づく申請書の提出を受けた事務局は、その内容を確認し、適当と認められる場合は、これを受理するものとする。

3 応募期間は、この要項の施行日から 2024 年 8 月 29 日（木）17 時までとする。

4 本要項の内容に関する質問等は、2024 年 8 月 20 日（火）12 時まで、質問票（様式第 4 号）により、電子メールでのみ受け付けるものとする。

質問に対する回答は、2024 年 8 月 23 日（金）17 時までに、電子メールにより行う。

(審査)

第 5 条 提出された企画提案書は、協議会事務局内に設置した審査委員会において、概ね以下の項目により評価を行い、運営事業者を選定する。

①理解度	業務の目的・内容について十分に理解しているか。
②独創性	提案内容が独創的であり、対象者等の目に触れ、参加への興味を持てる提案内容であるか。
③具体性・妥当性	提案内容は具体性・妥当性を伴っているか。
④業務遂行体制	本業務の遂行に必要な体制となっているか。
⑤経費積算	経費の積算は妥当か。

2 事務局は、当該事業を運営する事業者（以下「運営事業者」）を決定した場合は、運営事業者に通知するものとする。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

3 審査は、提出された企画提案書に基づき行うが、事業者を決定した後、仕様を適宜調整し、契約締結を行うものとする。

また、委託費の額については、事業者の選定後、見積書を徴し決定するものとする。

(実績報告)

第 6 条 運営事業者は、当該事業終了後、2025 年 3 月 31 日までに、開催内容及び結果、記録写真、回収したアンケート及び集計結果、業務実績等を取りまとめた報告書を作成し、事務局へ提出すること。

(留意事項)

第7条 応募にあたっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、用いる通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、すべて提出者の負担とする。  
なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 提出書類の審査は、提出された内容に基づき行うが、運営事業者を決定した後、企画提案内容をそのまま発注するとは限らない。  
また、発注金額については、運営事業者の選定後、見積書を徴し別途決定する。
- (5) 運営事業者は、本業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。
- (6) 本事業の実施に際しては、地方自治法（昭和22年政令第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、2024年8月9日から施行する。

2024年度いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業業務委託事業者 申請書

いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会

会長 幡谷 俊一郎 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

この業務を受注したいので、関係書類を下記のとおり提出します。

記

1 業務名称

2024年度いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業

2 実施内容

コンテスト参加者想定数	
募集等の方法	

3 応募書類の記載責任者・連絡者

氏名	
所属	
電話番号	
E-MAIL	

4 提出書類

- (1) 資格要件に係る宣誓書 (様式第2号)
- (2) 法人等の概要書 (様式第3号)
- (3) 企画提案書 (任意様式)
- (4) 事業に係る経費の見積書 (任意様式)
- (5) その他参考資料

資格要件に係る宣誓書

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会  
会長 幡谷 俊一郎 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

「2024年度いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業」の事業者への応募に要求される下記の資格要件を全て満たしていることに相違ありません。

記

- 1 茨城県内に本店、支店又は営業所等を有し、e スポーツに関連する事業を行う法人又は団体であること。
- 2 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 6 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有するものであること。
- 7 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号までに規定する者でないこと。

法人等の概要書

会社名称			
代表者氏名			
本社所在地	〒		
支店の状況			
設立年月日	年 月 日		
主な事業内容			
従業員数	従業員数 名 うち常勤職員数 名		
これまでの 主な活動内容			
ホームページ	有	URL :	無
備考			

様式第4号

【提出先アドレス e-sports@pref.ibaraki.lg.jp】

(いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会事務局 へ)

質 問 票

質 問 者	名 称	
	氏 名	
	連 絡 先 (TEL/E-mail)	
質 問 内 容		